

## Kawasaki 自動車保険『団体扱割引率』変更のお知らせ

平素は「Kawasaki 自動車保険」をご愛顧いただき誠に有難うございます。

この度、2026 年 2 月 1 日始期契約から 1 年間の団体扱割引率を変更することになりましたのでご案内いたします。皆さまにはご理解賜りますよう宜しくお願いいたします。

### 《団体扱割引率》

改定前 22.5% → 改定後 17.5%

対象契約：2026 年 2 月 1 日～2027 年 1 月 31 日までの保険始期契約

### 《団体扱割引率変更の背景》

皆さまのご協力により Kawasaki 自動車保険のご契約件数は年々増加傾向にあります。

これに伴い、団体の損害率（支払保険金÷全社保険料）の成績等に応じて割引率が決定され、毎年見直しされます。しかしながら、近年の自然災害や自動車事故の増加、物価上昇に伴う修理費単価の高騰により割引率を変更させていただくこととなりました。

### 《引受ガイドラインについて》

団体扱割引率の維持・向上を目的として、対象契約には所定の引受基準を設けております。

#### ■新規ご契約について（KLC以外でご加入中の自動車保険の切替）

対象契約	引受基準
・前契約に、モラルリスク該当事故があるご契約 ・前契約に、保険金支払い対象事故が 2 件以上あるご契約 ・更新後の等級が 1 等級のご契約	お引き受けできません。
・更新後の等級が 2～5 等級のご契約に、車両保険を付帯する場合	車両免責金額 5 万円以上を設定いたします。＊

＊前契約での事故有無や車種によってはお引受けできない場合があります。

#### ■契約更新について（現在、KLCでご契約中の更新手続き）

対象契約	引受基準
・前契約に、モラルリスク該当事故があるご契約	お引き受けできません。
・事故多発契約など保険会社の規定に基づき判定いたします。	個別に引受条件をご案内いたします。

モラルリスク該当事故…無免許・無資格運転、酒気帯び、ひき逃げ、当て逃げ、薬物、無謀運転、暴走族、著しいスピード違反、改造車、ラリー車、告知義務違反等の事故、不正・不当請求、反社会的勢力が関係する契約

お問い合わせ先【取扱代理店】

(株) カワサキライフコーポレーション 保険事業部 フリーダイヤル 0120-360-261



＊団体扱の対象となる方の範囲（契約者・記名被保険者・車両所有者）や団体扱特約失効時の取扱いについては、取扱代理店までお問い合わせください。＊このご案内は自動車保険（団体扱）の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

＊「Kawasaki 自動車保険」は、川崎重工グループの団体扱自動車保険のペットネームです。

引受保険会社：東京海上日動火災保険㈱

損害保険ジャパン㈱

あいおいニッセイ同和損害保険㈱

25TX-004039（2025 年 11 月作成）

SJ25-09627（2025 年 11 月 12 日承認）

B25-201344（2025 年 11 月承認）

2025 年 11 月作成(承認)